

集落排水施設使用料について

▼ 集落排水施設使用料

集落排水施設使用料は、ご家庭から排出されるし尿や、生活雑排水(洗濯排水、台所、風呂など)を処理場で処理し、きれいな水にするための維持管理費に充てられるもので、農業集落排水施設、林業集落排水施設、小規模集合排水処理施設を使用している方にご負担いただいています。

※各処理施設の総称として「集落排水施設」といいます。

▼ 集落排水施設使用料が変わります

消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、集落排水施設使用料並びにメーター使用料を現行の消費税率 5%の税込額から消費税率 8%の税込額に改定します。

今後も、経費節減、適切な維持管理に努め、安定的なサービスを提供してまいりますので、今回の改定にご理解をお願いいたします。

※今回の改定は消費税率の改正に伴うものであり、使用料本体(税抜)の改定ではありません。

▼ 集落排水施設使用料の改定時期

集落排水施設使用料等は、平成 26 年 4 月 1 日より新使用料へ切り替わります。

なお、消費税率の改正には経過措置があり、4 月 1 日の施行日前から継続して使用し、施行日から 4 月 30 日までの間に使用料の額が確定するものについては、消費税率 5%の現行使用料が適用されます。(5 月検針分より 8%の消費税率が適用となります。)

※ただし、4 月中に精算される場合、前回検針日が 4 月 1 日以降の使用料に関しては 8%の消費税率が適用されます。

集落排水施設使用料(平成 26 年 4 月 1 日改定)

新使用料(平成 26 年 4 月～)

使用区分	排除汚水量	使用料(円)
基本使用料	5m ³ まで	756.00
従量使用料 (1m ³ あたり)	6m ³ ～10m ³	151.20
	11m ³ ～20m ³	160.92
	21m ³ ～30m ³	170.64
	31m ³ ～40m ³	180.36
	41m ³ ～50m ³	190.08
	51m ³ ～100m ³	199.80
	101m ³ ～	209.52

改定前使用料(平成 26 年 3 月以前)

使用区分	排除汚水量	使用料(円)
基本使用料	5m ³ まで	735.00
従量使用料 (1m ³ あたり)	6m ³ ～10m ³	147.00
	11m ³ ～20m ³	156.45
	21m ³ ～30m ³	165.90
	31m ³ ～40m ³	175.35
	41m ³ ～50m ³	184.80
	51m ³ ～100m ³	194.25
	101m ³ ～	203.70

※月額、消費税を含みます。

※基本使用料と従量使用料の合計額となります。(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。)

メーター使用料(平成 26 年 4 月 1 日改定)

新使用料(平成 26 年 4 月～)

口径	メーター使用料(円)	
	直読	遠隔
13mm	86.40	216.00
20mm	97.20	237.60
25mm	118.80	248.40
30mm	172.80	356.40
40mm	194.40	378.00
50mm	572.40	702.00
75mm	756.00	864.00
100mm	1,069.20	1,252.80

改定前使用料(平成 26 年 3 月以前)

口径	メーター使用料(円)	
	直読	遠隔
13mm	84.00	210.00
20mm	94.50	231.00
25mm	115.50	241.50
30mm	168.00	346.50
40mm	189.00	367.50
50mm	556.50	682.50
75mm	735.00	840.00
100mm	1,039.50	1,218.00

※メーター使用料が加算される方は、地下水などを利用のため、メーターを設置している方です。

● お問い合わせは下記の連絡先までお願いします。

〒013-0022 秋田県横手市四日町 3-23	横手市水道お客様センター	 0182-32-2758  0182-38-8275  yokotecenter@toming.co.jp
-----------------------------	--------------	--